

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年8月5日

月曜日

第4528号

目次

告示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 指定一般相談支援事業者の指定

選挙管理委員会告示

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 2

告示

富山県告示第329号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和元年8月5日

富山県知事 石井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和元年8月1日	1650200262	株式会社和	高岡市駅南2丁目3番5号坂本ビル	放課後等デイサービス暖路戸出店	高岡市戸出3丁目15番41号

富山県告示第330号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号) 第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により公示する。

令和元年8月5日

富山県知事 石 井 隆 一

地域相談支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
地域移行支援、地域定着支援	令和元年8月1日	1630500047	一般社団法人美海	氷見市柳田33番地78	サル〜ンなぎ	氷見市柳田33番地78

富山県選挙管理委員会告示第78号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する、公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取消した旨、小矢部市選挙管理委員会及び氷見市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和元年8月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の名称	所在地
小矢部市勤労青少年ホーム	小矢部市小矢部町10番1号
旧朝日丘小学校体育館	氷見市朝日丘3番10号